

令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置等

【指摘事項】（令和6年12月時点）

指摘事項	対応内容	措置状況	所管局	対応年度
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.3 地域学童クラブ事業補助</p> <p>2.3.1 事業概要</p> <p>2.3.1.4 実績等報告</p> <p>地域学童クラブ事業の収支決算書</p> <p>地域学童クラブ事業の収支決算書の「京都市からの補助金額」について、補助団体の見通し額を記載したものは入手しているものの、確定金額を記載したものは入手していない。</p> <p>京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づき、確定した補助金の額を記載した収支決算書入手する必要がある。</p> <p>（報告書 131 ページ）</p>	<p>令和5年度分の実績報告から是正するため、各運営団体へ確定金額が記載された収支決算書の提出を依頼し、令和6年8月19日までに各運営団体に係る収支決算書を全て入手した。また、係内の進捗管理表へ明記し、受領漏れがないよう対策を講じた。</p>	措置済	子ども若者はぐくみ局	令和6年度
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.5 児童館学童連盟助成</p> <p>2.5.1 事業概要</p> <p>2.5.1.2 児童館学童連盟補助金の概要</p> <p>児童館学童連盟補助金の対象業務</p> <p>社員総会・理事会などの会議運営、各公益事業の財務管理、加盟団体の用に供することを含めた諸規定の整備等の活動に関する「法人会計」の経費に対し補助金の対象としているが、交付要綱の補助金対象業務に照らし、補助金対象外とする必要がある。</p> <p>（報告書 140 ページ）</p>	<p>令和6年度から、収支予算書等において、交付要綱の補助金対象業務に該当しない経費が補助金の対象外になっているかを確認することとした。</p>	措置済	子ども若者はぐくみ局	令和6年度
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.5 児童館学童連盟助成</p> <p>2.5.1 事業概要</p> <p>2.5.1.2 児童館学童連盟補助金の概要</p> <p>児童館学童連盟補助金の実績報告書の決算金額</p> <p>児童館学童連盟補助金に関する「補助金実績報告書」の決算額と事業者の「財務諸表」とが異なっている。京都市は提出書類である「補助金実績報告書」の決算額と「財務諸表」を照合する等、補助金実績報告書の正確性について確認する手続を実施する必要がある。</p> <p>（報告書 141 ページ）</p>	<p>令和5年度分から、「補助金実績報告書」の決算額と「財務諸表」を照合し、補助金実績報告書の正確性を確認することとした。</p>	措置済	子ども若者はぐくみ局	令和6年度